**平成２４年（フ）第２３号**
茨城県神栖市土合南３丁目９番12号
破産者　草野　弘行
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２４年（フ）第２４号**
茨城県神栖市土合南３丁目９番12号
破産者　草野　頼子
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２４年（フ）第３２号**
茨城県神栖市土合南３丁目９番12号
破産者　草野　仁志
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２４年（フ）第２１２号**
埼玉県本庄市牧西529番地１
破産者　橋本　友之
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２４年（フ）第７６号**
福井市城東４丁目12番25号、旧住所福井市成和１丁目709番地　スズキビル302号
破産者　野路　辰夫
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第９６号**
福井県勝山市元町１丁目18番８号５
破産者　レストランおりいぶこと　荒井　正孝
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１２０号**
福井県吉田郡永平寺町けやき台716番地
破産者　宮崎　眞海
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１２５号**
福井市開発１丁目501番地　シルキーハイツ107号、申立時の住所福井県坂井市坂井町若宮第14号５番地38　大坂順一方
破産者　村井　秀文
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１７４号**
福井市上野本町第10号21番地
破産者　北　　光仁
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１８５号**
福井市みのり３丁目38番13号
破産者　福永　邦男
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３１号**
長野県上田市本郷584番地８
破産者　深草　洋一
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

**平成２４年（フ）第３７３号**
名古屋市中村区砂田町１丁目７番地　セントラルハイツ101号
破産者　吉田　　玄
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１０５０号**
愛知県日進市五色園２丁目2303番地
破産者　須田　高司
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１１１２号**
愛知県豊明市三崎町高鴨12番地１　ユニーブル豊明パークＥ棟701号
破産者　澤　　明彦
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第９６２号**
大阪府泉佐野市高松西１丁目2079番地の１、開始決定時の住所大阪府泉佐野市上町２丁目２番12号泉佐野コーポ４Ｆ１
破産者　室谷　幸弘
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第５号**
大阪府岸和田市土生町1510番15、住民票上の住所大阪府岸和田市神須屋町664番地の９、住民票上の前住所大阪府岸和田市天神山町１丁目５番18―206号
破産者　本田商会こと　本田　孝之
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第３３号**
大阪府岸和田市小松里町986番地の１メゾン藤本402号、開始決定時の住所大阪府岸和田市小松里町１番地の５
破産者　中島　信二
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第８２号**
大阪府堺市南区鴨谷台３丁３番６―624号、住民票上の住所大阪府和泉市光明台１丁目32番３―903号
破産者　佐伯　二郎
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第１２３号**
大阪府和泉市福瀬町278番地の１有限会社イズミサービス内20号室、住民票上の前住所群馬県伊勢崎市富塚町261番地７サンライズ富塚１―２
破産者　藤田　　誠
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係